

令和7年度

第20回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年1月23日

東松島市農業委員会

令和7年度第20回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年1月23日（金） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 東松島市賃借料情報について

日程第5 報告事項3 令和7年農作業料金・農業労賃について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

日程第8 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩敏幸
7番	菅井賢治	8番	安倍民夫	9番	川村勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤宏樹	12番	佐藤 祥
13番	—	14番	今野嘉彦	15番	安部俊郎
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬宏之	5番	三浦牧恵	13番	安住高司

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長	安 倍 浩 司
事務局農地係主任	田 中 美 恵

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第20回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、13番安住高司委員から欠席届が出されております。
ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第20
回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、11番齋藤宏樹委員、12番佐藤祥委員のお二人を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸借借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字館前254、3、222㎡。解約届出日は令和7年12月11日、賃借人変更のため
賃貸借契約の解約でございます。

その2、小野字青木5—1 外 計6筆で9、394㎡。解約届出日は令和7年12月11日、賃貸
人の都合により賃貸借契約の解約でございます。

その3、川下字長根23、1、224のうち474、86㎡。解約届出日は令和7年12月10日、公
共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

その4、川下字長根29、1、191のうち134、97㎡。解約届出日は令和7年12月10日、公
共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

その5、小松字沖砂利前386—2、3、819㎡。解約届出日は令和7年12月26日、賃貸人の
都合により賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 東松島市賃借料情報について、を事務局から説明願います。

○事務局長： 令和7年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の平均等を算出したものになります。

来月の総会において上程いたします来年の農作業標準賃金表の裏面に掲載いたします。

物納の部分に関しては、米価が高騰している影響で、昨年から金納と物納と2種類の契約状況を掲載しております。

上段の金納による契約状況では、令和7年、矢本地区が平均額10,900円、最高額が16,000円、最低額が5,000円、データ数が301件。鳴瀬地区が平均額10,500円、最高額が11,000円、最低額が10,000円、データ数が8件。市全体としては、10,800円が平均となります。昨年ご指摘いただいた通り、著しく高額のものとは除いた形で算出しております。矢本地区においては、昨年と比較し若干下がっている傾向となります。鳴瀬地区では、倍近くに上がっておりますがデータ件数が少なく、令和7年は比較的ほ場条件が良いところの契約が反映されたものとなり、賃借料が上昇しているという状況ではないと感じております。

下段は物納による契約状況となります。

金納、物納ともに賃借料は下がり傾向にあるのかと事務局では捉えております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 令和7年農作業料金・農業労賃について、事務局から説明願います。

○事務局長： 令和7年農作業料金・農業労賃について、ご報告いたします。

（資料を基に朗読説明）

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字館前252-3、1,002㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番今野嘉彦委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年1月21日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、50m。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字中新丁116、3,000㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、小松字伊勢浦92、1,021㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番今野嘉彦委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年1月20日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
次に、その4からその7は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その4、牛網字新大浮足82—1、1、173㎡。
その5、牛網字新中浮足56—1 外 計2筆で7,502㎡。
その6、牛網字新中四十八85 外 計3筆で7,022㎡。
その7、牛網字新中村松161 外 計4筆で18,198㎡。
いずれも10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4からその7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4からその7を許可することに決定します。
次に、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、西福田字筒ノ山9—1 外 計6筆27,359㎡。5年間の賃借権設定となり

ます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年1月21日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が規模縮小。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲の単一経営です。通作距離は、約2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を上程いたします。

始めに、一括方式による権利設定について事務局から説明願います。

○事務局長： 総会提出日は令和8年1月23日、県公告予定日は令和8年3月24日、受け手は全て同一です。転貸人は全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。期間は現在の設定期間満了日の翌日から10年間。その1からその40及びその42については、令和8年4月1日から令和18年3月31日。その41は令和8年5月1日から令和18年4月30日。期間満了に伴う再設定となります。

その1、大曲字下七丁150-2、10、979㎡。借賃は109,800円。

その2、大曲字下七丁149-2、2、028㎡。借賃は20,300円。

その3、大曲字下七丁157-5、1、023㎡。借賃は10,300円。

その4、大曲字道下240-2、5、037㎡。借賃は50,400円。

その5、大曲字道下250-3、3、168㎡。借賃は31,700円。

その6、大曲字上七丁171-1、4、493㎡。借賃は45,000円。

その7、大曲字上七丁182-4、872㎡。借賃は8,800円。

その8、大曲字上七丁182-3、2、028㎡。借賃は20,300円。

その9、大曲字櫓前124-2、1、014㎡。借賃は10,200円。

その10、大曲字下七丁156-3、4、467㎡。借賃は44,700円。

その11、大曲字関の内288-1、4、424㎡。借賃は44,300円。

その12、大曲字堰南20—1 外 計3筆で3,745㎡。借賃は37,500円。
その13、大曲字堰南59 外 計4筆で3,701㎡。借賃は37,300円。
その14、大曲字台146—2、3,922㎡。借賃は39,300円。
その15、大曲字上七丁180—2、1,910㎡。借賃は19,100円。
その16、大曲字上七丁178—7 外 計2筆で15,202㎡。借賃は152,200円。
その17、大曲字下七丁151—2、4,433㎡。借賃は44,400円。
その18、大曲字下七丁152—1、757㎡。借賃は7,600円。
その19、大曲字関の内272—5 外 計2筆で7,732㎡。借賃は77,400円。
その20、大曲字櫓前125—4 外 計12筆で17,838㎡。借賃は179,300円。
その21、大曲字関の内279—5 外 計2筆で9,110㎡。借賃は91,200円。
その22、大曲字関の内273—1、2,197㎡。借賃は22,000円。
その23、大曲字関の内278 外 計6筆で33,031㎡。借賃は330,500円。
その24、大曲字新田168—1、7,099㎡。借賃は71,000円。
その25、大曲字関の内7—1 外 計6筆で18,173㎡。借賃は182,000円。
その26、大曲字上七丁174—1、9,801㎡。借賃は98,100円。
その27、大曲字堰南34—1 外 計15筆で14,655㎡。借賃は147,600円。
その28、大曲字下七丁151—3、7,530㎡。借賃は75,300円。
その29、大曲字寺沼219—2 外 計3筆で14,538㎡。借賃は145,500円。
その30、大曲字下七丁152—3、9,890㎡。借賃は98,900円。
その31、大曲字堰南24—1 外 計5筆で4,604㎡。借賃は46,300円。
その32、大曲字上七丁171—2、2,028㎡。借賃は20,300円。
その33、大曲字関の内288—3 外 計4筆で26,072㎡。借賃は260,900円。
その34、大曲字関の内281—2 外 計3筆で22,067㎡。借賃は220,900円。
その35、大曲字道下244—3 外 計2筆で10,124㎡。借賃は101,300円。
その36、大曲字道下245—2 外 計2筆で1,014㎡。借賃は10,200円。
その37、大曲字櫓前124—4、4,056㎡。借賃は40,600円。
その38、大曲字上納前196—3 外 計2筆で10,936㎡。借賃は109,500円。
その39、大曲字関の内277—3、1,190㎡。借賃は11,900円。
その40、大曲字新沼160—6、1,003㎡。借賃は10,100円。
その41、矢本字蜂谷前117 外 計5筆で6,149㎡。借賃は61,900円。
その42、大曲字新沼160—1、996㎡。借賃は10,000円。
以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその42については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1からその42については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、賃借権による権利の移転について上程します。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、耕作者の変更となります。転貸人は宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

矢本字新沼107 外 計4筆で4,332㎡、借賃は51,800円。中間管理権の設定については換地公告前の設定ということで4筆となっておりますが、現在は矢本字新沼235-1、3,693㎡の1筆となっております。期間については、令和9年5月31日までの残りの期間の1年間の耕作者を変更するというものです。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1について承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、日程第8 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を上程いたします。事務局から説明願います。

○農地係員： 8月から9月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員に実施していただいた農地利用状況調査において、山林原野と判断された農地について、事前に所有者へ利用意向調査を実施し、その回答の結果、農地として利用する意向がない土地について、非農地としての判断を求めるものです。

22から23ページのとおり、令和7年度非農地判断を求める農地は、計30筆で27,971㎡となります。

今後の流れについては、総会において承認後、所有者に対し非農地通知書を発送し、法務局での地目変更登記を促します。また、農地台帳から対象地を農地から除外します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第20回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時10分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年1月23日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 11番 齋藤 宏村

署名委員 12番 佐藤 祥